

建設上下水道常任委員会会議録

平成27年9月9日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから建設上下水道常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(山本次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 本日は、暑くなると思われますので、適宜上着を脱いでいただいて結構でございます。

今定例会におきまして、私ども建設上下水道常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけですが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前 9時59分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず都市建設部、常呂総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(佐藤部長) おはようございます。それでは、私から今定例会に提案させていただきました議案第1号平成27年度北見市一般会計補正予算のうち、都市建設部所管の予算の概要につきましてご説明をさせていただきます。

さきの8月11日の大雨の影響により被害を受けました道路及び河川の補修が必要になりましたことから、維持補修経費について補正計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○(片桐課長) それでは、私から議案第1号平成27年度北見市一般会計補正予算につきまして、委員

会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開き願います。道路橋りょう費といたしまして、先月、8月11日に観測史上2位の時間57ミリを記録した大雨により道路の路肩、のり面及び河川ののり面崩壊や砂利道のガリ侵食、路面清掃に要する道路補修委託費及び原材料費として、1,200万円を計上いたしました。

なお、委員会資料2ページには大雨被害の被災概要を、3ページには道路路肩、のり面崩壊箇所を赤色上三角で、側溝土砂上げ箇所を緑色四角で、河川ののり面崩壊箇所を青色丸で、代表的なガリ侵食箇所はオレンジ色ひし形で、路面清掃箇所を紫色下三角で表示しています。4ページには、代表的な被災状況写真を掲載しておりますので、ご参照いただきたく存じます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○(小笠原総合支所長) おはようございます。続きまして、常呂総合支所建設課から委員会資料目次の2、報告第6号専決処分についてでございますが、市道常呂町基線の道路上において除雪作業中の車両事故により発生いたしました人身事故につきまして、損害賠償の額について合意し、専決処分を行いましたので、ご報告申し上げ、承認を求めるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○(本所課長) それでは、私から報告第6号専決処分につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

委員会資料は5ページ、6ページになります。専決処分の内容でございますが、平成27年1月13日午前6時10分ころ、市道常呂町基線の道路上で除雪作業中、除雪車両を後進させた際、後続車両に気づかず接触し、相手方を負傷させた事故に関する賠償でございます。事故後、相手方と保険会社を含めた協議が調いましたことから、平成27年7月23日付で地

方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同年7月30日に損害賠償額を114万4,072円とすることで相手方と示談が成立いたしました。このことから、同法同条第3項に基づきご報告を申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

なお、この損害賠償金につきましては全額保険金収入が充てられます。

また、今後におきましては今回の事故を教訓としまして、全方向、特に後方に対する安全確認をより慎重に行うよう徹底させ、再発防止に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、都市建設部、常呂総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(森部委員) 確認させてもらいたいのですけれども、今除雪の事故の和解をすることのお話がありましたけれども、この事故のことについてどうのこうのと言うつもりはないのですけれども、ただ確認を1つさせていただきたいのは、除雪車が除雪をする際に、いわゆる伴走車と言ったらいいのか、安全確認のために黄色い回転灯をつけてくっついている場合とツーマンで乗っている場合とがありますね。ただ、ツーマンで乗っているときは一緒に乗っているから、また別な話になるけれども、回転灯を回してついているのは、本来なら常時危険を回避するためには除雪車とセットで同じ進行方向に動いていくとか、危険なところは誘導するとか、その目的は基本的な何かがあるはずなのです。だけれども、ずっと見てみると、もうはるか離れたところに回転灯を回しながらとまっているという場合が相当あるので、そのような伴走車の意味合いというのか、もしそれがいいとなれば、伴走車をつけなくてもいいのかという気もするものだから、その意味合いを確認させていただきたいと思います。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(片桐課長) 森部委員の質問にお答えいたします。

基本的にツーマンの場合については、2名乗車で後方確認等を行っております。機械によってはワンマンという場合もありますので、その場合についてはご指摘のとおり伴走車という形でつけさせていただいております。その目的につきましては、後方の確認等、あとは除雪の仕上がり等の確認を含めた中でやらせていただいておりますが、ご指摘のとおりちょっと離れた位置についているという場合が見受けられるということで、今後後方確認等を徹底させるよう指導してまいりたいと思います。

以上です。

○(森部委員) 課長から答弁をいただきました。後方確認を徹底したり、伴走車をという答弁をいただきましたけれども、ただ私はそこまで求めているものではなくて、確かに安全を期すためには徹底するというのとは一つの大事なことだと思うけれども、やはり郊外であれば、ある程度道路に余裕があって、伴走していくのも余裕がある場合と、住宅街などになれば、後ろについて伴走してくることも非常に煩わしいと言ったら変だけれども、除雪の妨げになったりとか、除雪車と伴走車が長くなることによって交通渋滞だとか、いろいろな迷惑をかける部分ということもあるから、そこはそういう徹底をしてもらうことは大事だけれども、その伴走車が本当に必要かどうかということも私は検討する余地があるのではないかという気がするものだから、その辺も含めて検討してもらえればと。もう9月になって、恐らく3カ月後、4カ月後にはまたそういう時期が来るから、何となく離れた場所で待機してずっととまっているという状況であれば、またそこは市民が

ら見ても、何でここにずっととまっているのだということもあるので、逆にとまっている場所によっては住民から苦情が出る、何でうちの前にばかりとまるのだという話を聞くところもあるから、その辺も含めてやはり協議する余地があるのかと思うので、検討していただきたいと思います。

○(隅田委員長) ご意見ということですね。

○(森部委員) はい。

○(隅田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で都市建設部、常呂総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、上下水道局所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(今 局長) おはようございます。それでは、私から本定例会提出議案中、上下水道局所管に係る議案第4号平成27年度北見市漁業集落環境整備排水事業特別会計補正予算につきまして概要をご説明させていただきます。

施設整備費では、栄浦終末処理場の非常用発電機整備及びマンホールポンプ設備更新工事につきまして、機器価格等の上昇による増額分について計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたしますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○(水落課長) それでは、お手元の委員会資料に基づき上下水道局所管の補正概要につきまして説明いたします。

資料1ページをお開きください。平成27年度漁業集落環境整備排水事業特別会計補正予算につきまし

て説明いたします。栄浦地区の停電時の対応といたしまして、非常用発電機等の整備を進めており、平成27年度予算では非常用発電機棟新築、非常用発電機設置及びマンホールポンプ設備更新工事について計上したところですが、機器価格等の上昇による事業費の増額分について予算の流用にて対応してまいりましたが、事業費が確定いたしましたことから、資料中段の施設整備費で市債を財源に60万円増額計上するものです。

資料2ページには、ただいま説明いたしました工事施工箇所図を添付しております。

私からは以上でございます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、上下水道局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(森部委員) 今説明がありまして、機器の高騰によりということと60万円程度の補正ということとありますけれども、今課長から予算の流用という言葉で説明がありましたけれども、過去の市議会のやりとりのことを考えると、どれぐらいになるか正確な記憶はもう定かでないのだけれども、予算の流用という言い方はしないということになっていたのではなかったかという気がするのです。既定予算の中で対応するだとかということで、予算の流用という言葉の使い方は不適切でないかということが過去の委員会、議会であったのではなかったかという気がするのです。これは、多分相当前だと思います。もう15年ぐらい前でなかったかと。委員会中心主義に直したときに、予算の流用について流用という言葉は使わないということになっていたような気が私はずるのですが、今そういう説明があったので、今後そこは議会事務局とも相談をしていただいで、その言葉の文言について適切かどうかということ判断して委員長において精査していただきたいということと、今回上下水道局の予算を見たときに補正予算額60万円ということで、本当にえっというような金額のものだから、機器の高騰ということもあったのか

もしれないけれども、当初予算を要求する段階である程度の余裕と言ったら変だけれども、対応できるような予算を組んでおいて余れば戻せばいいと。無理して使う必要はないのですから、やはりそういう予算編成のあり方ということも来年度に向けて検討していただきたいと思います。意見です。

○(隅田委員長) わかりました。そうしましたら、流用についてはこちらで調べさせていただきまして、今のは意見ということで捉えさせていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で上下水道局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案3件の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、9月11日午前10時から委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) ご異議なしと認め、さよう決し

ました。

次に、各所管部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部からの報告4件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(佐藤部長) それでは、私から本日の案件の主な点につきましてご説明を申し上げます。

初めに、北海道横断自動車道についてでございますが、訓子府インターチェンジから北見西インターチェンジ間の開通予定時期と足寄インターチェンジから北見東インターチェンジまでの道路の名称が公表されましたことから、その内容についてご報告をさせていただきます。

次に、用途地域等の変更についてでございますが、北見自治区において平成17年度の変更からおおむね10年が経過し、土地利用や建築動向に変化が生じてきており、用途地域の変更が必要であることからご報告をさせていただきます。

次に、北見市街路樹再整備計画についてでございますが、既存の街路樹につきまして維持管理においてさまざまな課題が生じてきており、安全で安心な交通環境の確保や維持管理コストの縮減など適切な管理を行うことを目的に策定内容、スケジュールについてご報告をさせていただきます。

次に、指定管理者の指定の更新についてでございますが、平成27年度末で指定期間が満了いたします都市建設部所管の指定管理者の指定の更新の手続についてご説明をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましてそれぞれ担当課長からご説明させていただきます

ので、よろしくお願ひいたします。

○(津嘉田課長) おはようございます。それでは、私からお手元の委員会資料に基づきご説明させていただきます。

1 ページをお開き願ひます。1、北海道横断自動車道についてでございますが、(1)、概要といたしましては平成27年7月31日、国土交通省北海道開発局より北海道横断自動車道、足寄から北見のうち訓子府インターチェンジから北見西インターチェンジ間が平成27年降雪期前に開通予定であることが公表されたところであります。

(2)、開通予定区間位置図といたしまして、北海道開発局報道発表資料の抜粋を掲載しておりますので、ご確認いただければと存じます。

今後訓子府町、本市と北海道横断自動車道北見地区期成会が協力して行う開通イベントと北海道開発局が主体となる開通式典が予定されております。日程などが決まりましたら、ホームページなどを通じて随時公表してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

次に、2 ページをお開き願ひます。(3)、道路名称、十勝オホーツク自動車道についてでございますが、北海道横断自動車道は黒松内町を起点として小樽市、夕張市、清水町、本別町などを經由して根室市、網走市に至る延長約694キロメートルの高速自動車国道であります。道路管理者である北海道開発局が北海道横断自動車道の足寄インターチェンジから北見東インターチェンジの間の道路名称について、沿線自治体への意見照会を経て道路名称を十勝オホーツク自動車道として公表しております。今後この名称を使用させていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

また、中段から下段に位置図を掲載させていただいておりますので、ご確認をいただきたく存じます。

次に、3 ページをごらん願ひます。2、用途地域等の変更についてでございます。(1)、用途地域等の変更について、北見市決定といたしまして、こ

れまで都市における合理的な土地利用と機能的な都市活動の確保を図るため、都市計画法などの変更及び都市の発展の状況に応じて随時変更をしてきたところであり、このたび関係機関との協議がおおむね調いましたことから、変更作業を進めていきたいと存じます。

、都市計画決定の経過として、主な変更経過を記載しております。

、都市計画変更の理由(案)といたしましては、平成17年に用途地域の変更を行いまして、それから10年が経過し、主に市街化区域内における地形、地物の変更され、土地利用や建築動向などに変化が生じている状況であることから、用途地域等の変更を行うものでございます。

、都市計画変更の内容(案)につきましては、
、本町、南仲町地区から4ページの、西三輪地区まで番号、地区名、変更区域、変更内容(案)の概要を表にまとめております。変更内容の概要といたしましては、
、本町、南仲町地区から、上ところ地区まではこれまで旧ちほく高原鉄道の鉄道中心を用途地域等の区域界としておりましたが、鉄道がなくなり地形、地物に変化が生じていることから、用途地域等の区域界を道路中心及び地番界などに変更を進めるものであります。
、清見町地区につきましては都市計画、生活利便機能の増進を図ることが必要となるため、用途地域の変更を進めるものであります。
、西三輪地区につきましては西8号から西9号間の三輪通りが整備され、現在用途地域の区域界が設定されている生活道路の道路中心及び地番界から三輪通りの道路中心に変更するとともに、三輪通りの西9号から西10号の間の北側において開発行為により良好な住宅地が形成され、土地利用が転換されていることから、工業系から住居系に用途地域の変更を進めるものであります。

次に、4 ページ中段の(2)、今後のスケジュール(案)につきましては北見市都市計画審議会(事前協議)から決定告示までのスケジュールを表記し

ております。本日の本委員会にご報告させていただいた後、スケジュール(案)のとおり進めさせていただきたいと存じます。

また、5ページには用途地域等変更予定(案)の全体の位置図を、6ページから9ページについては上段に変更前、下段に変更後の用途地域等の詳細図を図示しておりますので、ご確認いただきたく存じます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○(中野課長) 次に、3、北見市街路樹再整備計画について、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料10ページをお開き願います。初めに、(1)、計画の目的についてでございますが、街路樹は生活環境を保護する機能など多様な役割を果たしていますが、街路樹の中には大木化等により道路全体の安全性に支障を来す事例が多く見受けられるようになってきており、また維持管理面においても剪定を必要とする樹木が年々ふえ、現行予算では適切な時期の剪定が十分に対応できない状況であります。このような状況を踏まえ、本計画は安全で安心な交通環境などを確保するとともに、樹種の配置や方針などを計画し、維持管理コストの縮減を推進し、適切な管理を行うことを目的として策定するもので、現在策定委託業務を行っております。

次に、(2)、計画の策定内容についてでございますが、現在の現況調査を行っており、街路樹の現状の把握としまして既存樹木や維持管理状況などの調査等を実施しております。課題の抽出と整理では、倒木の危険性、根上がり、維持管理などにかかわる課題の抽出と整理を行います。また、市民意向の確認としてアンケート調査による意見、要望などの把握を行います。の実施方策では、再整備の基本方針と課題への対応方針や課題への対応策としまして維持管理に関する管理指針や樹種の配置、ライフサイクルコストの縮減などの策定を行います。最終的には、具体的な実施方策としまして改善

箇所や実施方法などの策定を予定しています。

次に、(3)、策定スケジュールについてを記載しております。現在現況調査中ということで、本日は本計画の策定目的や策定内容の報告をさせていただきましたが、今後は現況調査に基づく課題の抽出や市民アンケート調査の結果を11月に当委員会及び緑化審議会に報告させていただき、来年2月には実施方策などをまとめまして当委員会及び緑化審議会に最終報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして、4、指定管理者の指定の更新について、委員会資料によりご説明させていただきます。

委員会資料11ページをお開き願います。(1)、指定管理者の指定の方針についてですが、平成27年度末で指定期間が満了する施設の指定管理の募集を行うもので、原則公募とし、平成27年において公募、選定などを行い、12月定例市議会に提案させていただきということで、全庁的に統一して実施することとなっております。

(2)、指定管理者の更新についてでございますが、の更新施設数は全庁的に135施設のうち94施設が更新することとなっておりますが、このうち都市建設部が所管する施設は6施設となっております。の指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。の募集期間は、平成27年10月1日から10月30日までの30日間を予定しております。には、指定管理者の公募、指定までのスケジュール案を記載しております。

次に、資料12ページの(3)、指定管理者を更新する施設一覧についてですが、指定管理者を更新する施設は公園緑地課が所管いたします指定管理者施設7施設のうち、平成27年度末で指定期間を終了します仁頃はっか公園からフラワーパラダイスの合計6施設が対象施設となっております。なお、残りの1施設、緑ヶ丘公園及び緑のセンターにつきましては本年4月に更新している状況です。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます

す。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（宮沢委員） 北海道横断自動車道の関係に伴って、西3号線の4車線の拡幅工事も進んでいるところなのですが、北光神社のところの市の公園の面積、堤防ののりが道路の拡幅により少なくなつて、3分の2ぐらいになってしまうわけで、地域住民あるいは神社の関係でお祭りだとか、そういうのがすごく不便になってくるので、送電線の下のほうも含めて市で買収し、ぜひ住民の寄与に付するようにしていただきたいと思います。なぜならば、あそこは神社用地を市に寄附して市の公園にしてもらったわけですから、道路の拡幅に伴って公園面積が半分ぐらいに減ってくるわけですから、当然市の責任においてそういう必要があるのではないかと思います。

それからまた工事の関係で、西3号線を通る車が、シライさん宅の車に追突して大破し、上ところの70歳を過ぎたお年寄りが救急車で運ばれる事故がありました。あそこはちょうど緩やかなカーブなのだけれども、スピードを出してきたら惰性で抜け切らないような感じで、工事用コンクリートのガードレールみたいなものにぶつかって、そしてシライさんの車にぶつかった後空中を飛んでいって、タケダさんの畑に車が落ちたのです。そういう部分では、やはり工事を行っている業者にもきちんと交通安全対策をする必要があるのではないかと思いますし、普通は旗振りがいるけれども、ただガードレールみたいなものを置いていただけだったので、その辺について道に対してどのように言っていたらいいのか。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、理事者の答弁を求めます。

○（中野課長） ただいま宮沢委員から質問がありました北光神社用地の関係なのですが、この関係につきましては、実際取りつけ道路などについてもなるべく用地を縮小しないよう、神社及び関係者と打ち合わせしながら行いましたけれども、後日現地を確認させていただいて、今後の課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

○（津嘉田課長） ただいま宮沢委員からご質問がございましたが、道道とん田通りの工事を行っているということで、そこに対する安全対策の問題かと存じます。

この関係につきましては、宮沢委員に後ほど詳しい場所を確認させていただきまして、そして北海道とも安全対策を講じることができないかということで、その辺を含めて協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○（森部委員） いろいろ説明があった中で教えていただきたいのだけれども、用途地域等の変更についてということで図面をつけてあり、1番、2番、3番、4番というのはほとんどがふるさと銀河線跡地の問題なのだけれども、6番と7番については大きな店舗があったりだとか、用途を変更することによってここで生活している人や商売をされている方、建物を建てている方に大きな影響があるのかどうかということをもまず教えていただきたい。

あと指定管理者についてなのだけれども、この更新についてはルールで決まっていることだから、この部分についてはいいのだけれども、指定管理者の指定の方針についてという(1)の、この募集は原則公募とするというこの原則というのは、指定管理者は公募でというのが決まっていることであるながら、原則という言葉があえて入っている理由と、12ページの(3)、施設一覧がありますけれども、ここには、すでに1から6までの番号が振られていて、公募の有無ということで丸がついているということは、あえてここは公募をするのですと、もうこ

の時点でこれから公募をするということになっているのだけれども、この一覧にも公募をするということと丸印をあえてつける必要はなかったのではないのかということがあるものだから、これがあることによって新しい人が公募をしようとしたときに、何だ、もう今までやっていたところが公募することが決まっているのなら、私たちが公募する必要はないのではないのかと逆に思われたいとも限らないので、そのことについて聞きたいと思います。

○(津嘉田課長) ただいま森部委員から、図面で申しますと委員会資料9ページの、清見町地区、西三輪地区の件につきまして、こういった用途地域を変えたときにいろいろな方々に影響があるのではないかと、どのような影響があるのかということとございました。

こちらにつきましては、まず につきましては、基本的に超高齢化社会を迎えるというのがやはり一番懸念される部分ということで、今度は車を使わない方々も歩いて暮らせるようなまちを目指していくということも必要ではないかということで、生活利便機能を高めていくということが必要でございます。今回の用途地域については、今ございます第一種住居地域、そして第二種中高層住居専用地域よりも変更案につきましては、第二種住居地域に変えることによりまして規制を緩くするというところでございまして、少しでも利便機能を高めたいということでございます。あともう一つかわるのは緑園通り沿いに公営住宅がございまして、大きく公営住宅と一部民間の住宅もございまして、影響が少ないものということで考えてこのような配置とさせていただきたいと今のところは考えております。

それと、の西三輪地区につきましては、これまでは三輪通りがまず西8号から西9号の間で整備はされていたのですが、やはり土地利用の動向がまだ落ちついていなかったということもございまして、それが一定程度落ちついたということで、第二種中高層住居専用地域より第一種住居地域のほう

が緩くなるということとございますので、少しでも皆様への影響がないようにということで考えているところでございます。それと、西9号から西10号の間の三輪通りから北側の用途地域につきましては、こちらは開発行為で宅地造成されまして住宅地ができたということでございますので、実は工業地域にしますと緩過ぎて余りにも乱立されてしまうということがありまして、それは少しでも今そういう形になっているのであれば住居系に進めさせていただきたいということでございます。あと、西9号の一部60メートルというのが残っているのは、実は理由がありまして、この沿道にいろいろな工場などがあり、工業系では事務所は建てられるけれども住居系では建てられない、もしくは建築基準法で言うと既存不適格建築物、そういったものになってくるものが実はございますので、この60メートルだけは工業地域として残しつつ、この住居系を残すということで、少しでも皆様に影響のない形で対応していきたいということで今後審議会に諮ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○(中野課長) 森部委員から指定管理者の指定の更新について、(1)の原則公募という関係と公募の有無の関係でご質問がありました。

公募の有無につきましては、従来この6施設については公募ということで採用していますので、今後の予定でも公募という形をとっていきたくて思っていますので、ここは有りということで明示をさせていただきました。

それと、原則につきましては、実は総務部の全庁的な指定様式で明記させていただいたのですが、公募ではないところがあるかどうかを確認していないのですが、その辺は総務部とこの原則ということについて確認させていただきたいと思います。

○(隅田委員長) 原則のところは、確認して報告していただきたいと思います。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（今 局長） それでは、報告案件の説明に入ります前に委員長のお許しをいただき、7月7日開催の当常任委員会でご報告いたしました下水道マンホールふた新デザインの募集につきまして、その応募状況、選考結果等をご報告させていただきます。

募集に当たりましては、期間を7月27日から8月14日までとし、募集要領を市の窓口や小・中学校、高校などで配付するとともに、ホームページやフェイスブックなどで周知し、広く募りました。この結果、市内135件、道内9件、道外20件、総数164件の応募をいただいたところであります。採用作品につきましては、上下水道審議会委員で構成いたします選考委員会によりご議論いただき、ハッカ、タマネギ、カーリング、果夢林といった4自治区の特色をモチーフとした札幌市在住の野崎愉加さんの作品を新デザインとして決定し、9月4日、下水道の日の関連イベントにあわせて発表をしたところでございます。明日、9月10日にはご本人出席のもと表彰式を行う予定でございます。採用作品及び応募作品につきましては、9月5日開催の地産地消フェスタ2015で展示いたしましたほか、桜町仮庁舎内で明日、9月10日まで展示しております。今後新デザインによるカラーマンホールを作成し、年度内をめどとして各自治区で展示するとともに、次年度以降の新設、更新等にあわせて順次設置してまいりたいと考

えております。

それでは、引き続きまして上下水道局所管の案件についてでございますが、平成17年度に着手いたしました合流式下水道緊急改善事業につきましては、平成25年度に事業を完了したところでございます。今般事業の事後評価を実施し、上下水道審議会によるアドバイザー会議において改善目標の達成状況について確認、了承をいただきましたので、ご報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○（田中課長） 私から合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果について説明いたします。

委員会資料1ページをお開きください。（1）、これまでの経緯についてですが、北見自治区における公共下水道は昭和37年に事業着手、昭和38年から供用を開始しました。当初は、下水道事業の目的であった浸水防除と水洗化を早期に、かつ安価に達成することができる合流式下水道を採用し、市政の発展とともに下水道整備を進めました。その後、全国的に高度成長期の公害が大きな問題となり、公害関係法令の改正とともに下水道法も改正され、事業の目的として公共用水域の水質保全が追加され、その後の下水道整備は汚水と雨水をそれぞれの管で排除する分流式下水道により整備を行っております。合流式下水道の問題として、降雨の際、合流管の流下能力を超えると汚水と雨水の混合した未処理水が公共用水域へ放流される構造となっていることから、公衆衛生上の影響が問題となり、平成15年に下水道法施行令が改正され、雨水の影響が大きいときの放流水質を分流式下水道と同程度にすることなどが規定されたことを受け、北見市においては平成17年度から平成25年度を事業工期とし、北見市市街地地区緊急合流改善計画を策定し、事業を実施しました。

次に、（2）及び（3）の合流式下水道緊急改善事業における3つの改善目標及び目標達成に向けた取り組みについてですが、改善目標の1つ目は汚濁

負荷量の削減として分流式下水道に置きかえた場合の汚濁負荷量と同程度以下とすること、2つ目は公衆衛生上の安全確保として吐き口から公共用水域への未処理放流回数を半減させること、3つ目は夾雑物の削減として雨水吐き室にスクリーンを設置することとしておりました。

目標達成のために行った取り組みとしては、資料2ページの上段に概要図を掲載しておりますが、黒点線で囲まれた当初の合流区域875ヘクタールのうちオレンジ色に塗られている396ヘクタールを分流化し、残合流区域となった479ヘクタールからの汚濁負荷量を削減するため、概要図右下、北見市浄化センターの敷地内に容量8,700立方メートルの雨水滯水池を設置しました。また、当初26カ所あった雨水吐き室は分流化などにより19カ所を廃止し、1カ所を新設、最終的に8カ所となった雨水吐き室にスクリーンを設置しました。

事業完了後の事後評価について、事業完了後3年以内かつ平成28年度までに行うことが国土交通省から求められていたことから、上下水道局においては平成26年度に事後評価を行い、資料3ページの事業評価シートとして取りまとめました。当初の3つの改善目標に対しての事業完了後の状況として、3ページ中段の項目5、目標の達成状況と達成の見通しに記載しておりますが、1つ目の目標であった汚濁負荷量の削減では平成17年度事業実施前では年間総汚濁負荷量18万8,816キログラムに対し、目標値としては16万4,551キログラムとしておりましたが、事後評価としては16万4,487キログラムとなり、目標を達成しております。2つ目の目標であった公衆衛生上の安全確保においては、事業実施前には年間未処理放流回数381回、目標値151回に対し、事後評価では138回となり、目標を達成しました。3つ目の目標であった夾雑物の削減では、当初設置されていなかったスクリーンを8カ所の雨水吐き室全てに設置し、目標を達成しました。3ページ下段、項目6、対象事業の整備効果の発現状況等については、平成26年

10月14日の降雨についてモニタリング調査及びシミュレーション解析を行い、下水道法施行令で定められた雨天時における公共用水域への放流BOD平均が40ミリグラムパーリットル以下であることを確認しました。項目8の今後の方針については、事業の完了により当面の目標は達成しましたが、未処理水の公共用水域への放流がなくなったわけではないため、継続的に水質調査を行い、環境部局とも連携をとりながら公共用水域の水質保全に努めることとしております。

今回上下水道局が行った事後評価については、評価の透明性、客観性を確保するため、地域の下水道、水環境等に詳しい学識者や地域の経済団体等の有識者を含むアドバイザー会議により第三者の意見を聞くこととされていることから、本年6月1日及び8月20日に開催された上下水道審議会をアドバイザー会議として意見を聴取したところ、ご質問としては合流区域で残っている部分は今後どうするのか、またスクリーンの材質は何か、未処理水の越流はどのように起きるのかなどの質問があり、それぞれに回答させていただいたところです。その上でアドバイザー会議の中で事後評価の妥当性が確認されたことから、今後国及び北海道へ事後評価の結果を提出する予定です。

私からの説明は以上です。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で上下水道局からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時58分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時58分 閉 議
